

●各委員からの事前意見等の主な概要とその対応案について

論点１：「今後、より重視していくべき事項への対応」関連

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見	対応(案)
3-(1) 林産物等の供給	一般に「木材の安定供給」とは量的に多く出すことと解釈されるが、国有林材の供給に対しては、単なる安定供給(量的拡大)だけではなく「調整」も強く求められていることから、両者を併記した表現とすべきではないか。	(原案を修正する) 意見の趣旨とともに、今回、国有林材の供給と国産材供給に対する貢献とを項目を分けて記載することとしたことも踏まえ、「国有林材の安定供給」が単なる量的拡大と捉えられることのないよう、次のように修正することとした。 (修正案) その際、販売を市場へ委託するなど民間の木材市場等を活用するとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等これまで利用が低位であった曲がり等を含む木材については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえ、需要者等と協定を締結して＝需要先へ直送する「システム販売」により、<u>地域の林業・木材産業の活性化に資する</u>国有林材の安定供給を推進する。
	国産材利用の動きが活発になってきていることを踏まえ、国有林の生産量の増加について明記すべきではないか。 (前回林政審議会での意見)	(原案に反映済み) 人工林の資源としての成熟等を踏まえ、人工林の伐採(主伐)の増加について記述することとしたところである。 (原案の該当箇所) 今後、人工林資源の成熟に伴う主伐の増加が見込まれており、こうした主伐材の供給に当たっても、需要者等への安定供給や新たな需要開拓に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるものとする。
	漠然とだが、戦後のような伐り過ぎが起こらないよう、次世代に健全な森林を残すために必要であれば伐らないという趣旨を記述すべきではないか。	(原案どおり) 1-(1)-アにおいて、国有林野を「山地災害防止タイプ」「自然維持タイプ」「森林空間利用タイプ」「快適環境形成タイプ」「水源涵養タイプ」に区分し、いわゆる公益林として適切な施業を推進する一方、木材生産機能は、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を供給する旨を明確にしており、既に趣旨については盛り込まれているものとして、原案どおりとしたい。 (原案の該当箇所) 国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、(中略)いわゆる公益林として適切な施業を推進することとする。 併せて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮するものとする。

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見	対応(案)
3－(2) 国産材の安定供給体制の構築に向けた貢献	供給調整機能の発揮に関する記述について、地域や関係者の意見の把握だけではなく、具体的に機能を発揮させるための取組についても記述すべきではないか。	(原案を修正する) 供給調整の実施に当たっては、各局等で定期的に「国有林材供給調整検討委員会」を開催し、需給動向や意見の把握等を行い、その結果必要があれば、供給時期の調整や備蓄林(ランニングストック)からの供給等を行うこととなる。【別添資料参照】 昨年12月の変更時に加えた本文は、経常的に行う取組のみを例示しているところであるが、よりわかりやくするため、意見の趣旨を踏まえ、次のとおり修正したい。 (修正案) また、全国的なネットワークを活用し、国産材の2割を供給し得る国有林野事業の特性を活かし、価格急変時の供給調整機能を発揮するため、地域や関係者の意見の<u>を迅速かつ的確に把握する</u>など、<u>必要に応じた供給時期の調整等</u>の取組を推進することとする。

論点２：「昨年、12月の変更以降の状況変化への対応」関連

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見	対応 (案)
はじめに	集中豪雨の頻発等で災害の危険が増加していることは気候変動による影響であり、単に「地球温暖化防止」「CO ₂ 吸収量の確保」との表現にとどまらず、「気候変動による影響」への対応であることを強調した方が、国民に伝わりやすいのではないか。	(原案を修正する) 意見の趣旨を踏まえ、「1－(1)－イ地球温暖化対策」について、「当面の地球温暖化対策に関する方針」(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定)から引用し、次のように修正することとしたい。 (修正案) 今後も国際的な報告義務が課せられること等から引き続き着実に取り組むことが求められて あり いる。平成25年3月に地球温暖化対策推進本部において決定された「当面の地球温暖化対策に関する方針」においては、 <u>地球温暖化がもたらす脅威に対し、現在及び将来にわたる国民の生命・財産の安全を確保するため、切れ目ない対策の推進が必要との基本認識の下、</u> 今後策定される新たな地球温暖化対策計画の検討方針として、国際的に合意された新たなルールに則り森林吸収源対策やバイオマス等の有効利用を積極的に推進することとされている。
1－(1)－イ 地球温暖化対策の推進		
1－(2)－オ 林業の低コスト化等に向けた技術開発	「コンテナ苗」の活用を民有林への普及・定着を図るものの例示として特記することについては、今後の成長等不確定要素もあること、必ずしも良しとしない民有林関係者もいること等から、適当ではないのではないか。	(原案どおり) 「コンテナ苗」は、植栽時期を選ばないため、国有林では、伐採と同時期にこれによる植栽を行うことで地拵を含めたコストの低減を期待している。民有林においても、主伐後の確実な再造林等のための一方策として期待され、間伐特措法の基本指針(平成25年6月24日公表)等においても明記されているところであり、原案のとおりとしたい。 なお、民有林への普及・定着に当たっては、強制することなく、国有林での実績の紹介等を行う考えである。 (原案の該当箇所) その際、多様な森林とまとまりあるフィールドを有し、自らが造林・間伐等の事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行うなど実用段階に到達した先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、国有林野の管理経営や民有林における普及・定着に資するよう取り組むものとする。

論点３：「一般会計移行を踏まえた構成等の精査」関連

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見	対応 (案)
はじめに	平成10年からの抜本的な改革の結果、大きく方向転換し、国有林野を「国民の森林（もり）」とすることとしたことについては、管理経営基本計画の根幹に関わることであり、その趣旨について言及すべきではないか。	(原案を修正する) 意見の趣旨を踏まえ、基本方針である①公益重視の管理経営の一層の推進、②森林・林業再生への貢献、③「国民の森林」としての管理経営の三つの柱を明確にする形で、次のように修正することとしたい。(なお、③の詳細は１－(３)に記載されている。) (修正案) 従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において実施する事業としてふさわしく<u>国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林（もり）」とするよう</u>、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

その他

管理経営基本計画 (素案) 該当箇所	委員からの意見	対応 (案)
1－(1)－ウ 生物多様性の保全	生物多様性保全の観点から、「自然維持タイプ」等においても、伐採を含め森林に手を入れる必要があることも記述しておくべきではないか。 〔※「2－(2) 保護林など優れた自然環境を有する森林の維持・保存」においても、同趣旨の意見〕	(原案どおり) 保護林や緑の回廊等においては「モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進する」としており、「保全・管理」の中に必要に応じて伐採を行うことも含まれていることから、既に意見の趣旨は盛り込まれており、原案のとおりとしたい。 (原案の該当箇所) 〔原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林については、厳格な保全・管理を行う保護林や野生生物の移動経路となる「緑の回廊」に設定し、モニタリング調査等を通じた適切な保全・管理を推進する。〕
7－(3) 東日本大震災からの復旧・復興への貢献	東日本大震災への対応について、「できるだけ早く」復興するという積極的な姿勢を示すべきではないか。	(原案を修正する) 昨年12月の変更時に記載した内容ではあるが、「今後の復興」との文言については時点修正が必要と考えられ、意見の趣旨を踏まえ、次のように修正することとしたい。 (修正案) 東日本大震災発生時の対応とその後の復旧において、森林管理局・署等は、地域に密着した国の出先機関として、地域の期待に応えた取組を行ってきたところであり、引き続き、<u>早期の復興に向けて積極的な貢献に努める</u>。 今後の復興に向けては具体的には、被災地域において、生物多様性に配慮して海岸防災林の再生に取り組むこととし、その際、NPOや企業等と連携した植栽等にも取り組むこととする。

参考資料 国有林野事業の供給調整の取組について

木材価格の急激な変動を緩和していくことは、森林所有者のみならず林業事業体、木材産業等の経営の安定を図る上で重要。国有林では、木材を政策的に供給しうる特性を活かして、急激な木材価格の変動時に地域の需給動向を踏まえた供給調整を実施。

